

令和6年度厚木市立中央図書館雑誌現物納付（雑誌スポンサー制度）仕様書

1 概要

雑誌及び雑誌架表示を広告媒体として活用する。広告主は、特定の雑誌のスポンサーとして厚木市立中央図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を現物納付し、当該雑誌を配架する棚に広告を表示することができる。市は、納付された雑誌の表面に広告主名を表示し、裏面に広告主が提供する広告チラシを添付する。

このことは、市と広告主で契約を締結して行う。

2 雑誌の納品

広告主は、書店等と年間購読契約を結び、図書館へ発売日に雑誌を納入する。期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに発売されるものを対象とする。年度途中で本契約を締結した場合は、契約締結の翌月1日から年度末までとする。

なお、年間購読契約に含まれない別冊については、納付の義務はないものとする。

ただし、納付された場合は、市は所定の広告を表示し配架するものとする。

3 広告の規格等

広告の規格は次のとおりとする。ただし、表示する内容が厚木市広告掲載要綱の規定に反している場合又は厚木市広告掲載審査委員会の審査により不適当と認められた場合は、広告主は、内容を修正しなければならない。

(1) 広告主名

雑誌表紙に、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（広告主名）から提供されました。」と表示する。

表示物は図書館が指定する必要数を広告主が用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

ア 表示枠 縦3cm×横10cm

イ 表示色 白地に黒

ウ 用紙 連量90kg（厚口）以上135kg以下の用紙とする。

エ 表示位置 雑誌表紙のタイトル等を避けて表示する。広告主による表示位置の指定はできないものとする。

《広告イメージ》

月刊厚木は、

厚木商店 様

から提供されました。

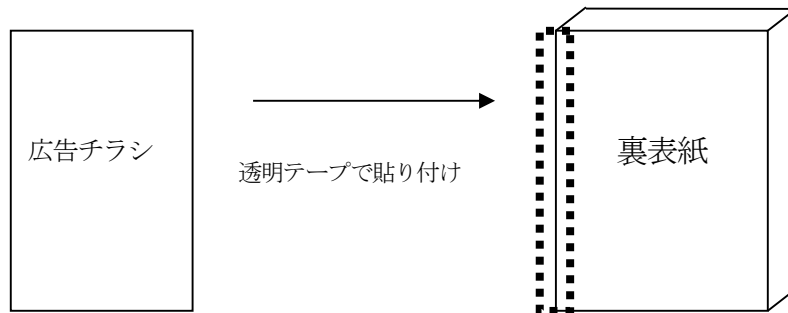
(2) 広告チラシ

納付された雑誌の裏表紙に広告チラシを添付する。このチラシは、広告主が必要数を用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

ア 表示枠 広告をする雑誌と同等のサイズとする。ただし、広告主が希望する場合は、雑誌より小さいサイズとすることができる。図書館は提供されたチラシを貼り付けることで広告を作製するものとする。

イ 用紙は連量90kg（厚口）以上135kg以下の用紙とする。

《広告イメージ》



(3) 雑誌架表示

雑誌架へは、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（広告主名）から提供されています。」の表示と広告主名・連絡先の記載を必須とする他は、任意に表示することができる。

また、用紙は連量90kg（厚口）以上135kg以下の用紙とする。

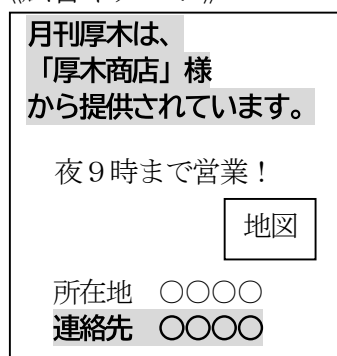
ア 大きさ 縦25cm×横25cm

イ 表示色 自由

ウ 表示位置 提供雑誌の配架スペース

エ 配架箇所 図書館の指定する場所とする。

《広告イメージ》



← 灰色の網掛け部分が必須事項で、
その他は任意で表示ができます。

(4) 広告期間

ア 広告主名、広告チラシ

保存期間満了等により雑誌が廃棄されるまでとする。

なお、開架フロアへの配架は、最新号からさかのぼって12冊（最新号含む）までとする。

また、保存期間満了後、リサイクルとして市民に無償で提供する場合は、広告をした状態で提供する。

イ 雑誌架表示

契約期間終了までとする。ただし、契約期間内に廃刊又は休刊になった場合は、最終号発行後1箇月までとし、図書館は、最終号発行後、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（広告主名）から提供されていましたが、〇月号をもって廃刊（休刊）となりました。」と表示を差し替える。

《休刊、廃刊時の広告イメージ》

月刊厚木は、 「厚木商店」様 から提供されていま したが、〇月号をもっ て廃刊（休刊）となり ました。

(5) 広告内容の変更

広告内容は、契約期間中1度に限り変更を可能とし、10月1日をもって変更を行う。この場合において、(1)及び(2)の広告への反映は変更後、納入された雑誌にのみ行う。

ただし、広告主の名称、所在、連絡先等広告内容に重大な影響のある事項については、図書館と協議の上、修正することができる。

4 現物納付の申込み

(1) 申込み

図書館は、申込みを随時受け付ける。同日に1つの雑誌について複数の広告掲載申込みがあった場合は、くじ引きにより広告主を決定する。

なお、契約期間は、契約締結から年度末までとする。広告表示は、広告主による納付が開始されたものから行い、それ以前のものには広告表示は行わない。

また、図書館が既に購読を始めている雑誌については、広告主は、図書館が指定する雑誌取扱い事業者と購読契約を結ばなければならない。

(2) 納入希望雑誌

現物納付の対象となる雑誌は、別添一覧から選択する。ただし、一覧以外の雑誌について広告主となる希望がある場合は、図書館と協議することができる。

(3) 広告主の優先権

広告主は、契約を優先的に更新することができる。ただし、更新を希望しない場合は、契約終了の3箇月前（12月末）までに、翌年度の契約更新をしない意思表示を書面により行うものとする。

5 広告の業種等

厚木市内に事業所等があること。厚木市広告掲載要綱により除外される業種及び事業者は除く。雑誌に掲載する広告の範囲については、厚木市広告掲載要綱に定めるところによる。

6 広告掲載への手続き

- (1) 広告掲載希望者は、雑誌現物納付広告掲載同意書及び広告案を図書館へ提出する。
- (2) 市は厚木市広告掲載要綱に基づき、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行い決定

する。

なお、審査の結果、必要に応じて広告内容の修正等の指示をする場合がある。

(3) 広告内容が決定したら、市と広告主で契約を締結する。

7 その他事項

本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、十分に協議し決定する。